

シニア雇用に関する実態調査及び政策検討業務 企画提案書類作成要領

1 提出書類

提出書類、様式及び提出部数は次表のとおりとする。

様式 番号	提出書類の名称	規格及び制限枚数	提出 部数	注意事項
様式 1	企画応募書	A 4 縦 1 枚	1 部	
様式 自由	企画提案書	A 4・16 ページまで (縦横問わず・表紙を含む)	7 部	※ 1
様式 自由	経費積算書	A 4・2 ページまで (縦横問わず・表紙を含む)	7 部	※ 1、※ 2
様式 2	事業実施体制及び 同種事業実績	A 4 縦 3 ページまで (縦横問わず・表紙を含む)	7 部	※ 1
様式 自由	添付書類 (提出者の概要)	—	1 部	※ 3
様式 3	社会的価値の実現 に資する取組に 関する申告書	—	1 部	※ 4、※ 5

(注意事項)

- ※ 1 社名・ロゴマーク等、応募者の分かるものを記載しないこと。
- ※ 2 見積額には消費税及び地方消費税の額も記載すること。
- ※ 3 既存の資料で可
- ※ 4 応募要件ではない。
- ※ 5 紛失等により、該当する取組の登録証等を所持していない場合は、登録等の事実が確認できる書面（再発行された登録証等又は証明書など）を提出すること。
(様式 4 参照)

2 提出方法

持参、郵送（配達証明に限る。）又は宅配便（手渡ししたことが証明されるものに限る。）のいずれかとする。

3 提出期限

2026年3月24日（火）午後5時（必着）

※この期限までに、必要な書類全ての提出がないものは、受付することができないため注意すること。なお、郵送・宅配便の場合は、提出期限の午前中に愛知県庁に必着のこと。

4 提出先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（本庁舎3階西）
愛知県政策企画局企画調整部企画課企画第三グループ
電話 052-954-6473（ダイヤルイン）

5 企画提案のポイント

(1) 「企画提案書（様式自由）」について

貴社の業務の進め方について、次の事項を踏まえて御提案ください。

項目	提案内容
1. 調査全体の 方針・進め方	(1) 業務全体の方針 ・ 業務を進める上での基本的な考え方やねらい、特に重点を置く点、特徴、アピールポイント等について、具体的に記載すること。 (2) 業務実施の工程（プロセス）・スケジュール ・ 契約予定の2026年4月上旬から2027年2月26日までの業務全体の工程（プロセス）・スケジュールを具体的に記載すること。
2. 調査項目	(1) 県民（シニア）調査 ・ アンケートの実施手法やサンプル数、サンプルの抽出の考え方、回収率を上げる工夫などを具体的に記載すること。 ・ アンケートの実施方針や例示した調査票の変更等の提案があれば、その理由とともに具体的に記載すること。 (2) 企業調査 ・ アンケートの実施方法を具体的に記載すること。 ・ アンケートの実施方針や例示した調査票の変更等の提案があれば、その理由とともに具体的に記載すること。 (3) 調査結果の分析 ・ 分析の方針・プロセスについて具体的に記載すること。 ・ 分析において明らかにすることを想定する仮説について、その分析手法と合わせて具体的に記載すること。 (4) 有効な政策の検討・整理 ・ 検討の方針・プロセス・手法等について具体的に記載すること。 ・ 現状において具体的に提案したい政策案があれば、合わせて記載すること。 (5) 企業や関係機関、有識者等へのヒアリング調査 ・ ヒアリングの方針やヒアリング先の選定方法、政策検討へのフィードバックの手法について、具体的に記載すること。なお、ヒアリング先については提案時点で確約を求めるものではないが、可能な限り具体名を記載すること。
3. その他	貴社の発想・創意工夫・ノウハウを活用した調査に関する独自の提案など、調査に関するアピールポイントを具体的に記載すること。

(2) 「事業実施体制及び同種事業実績（様式2）」について

項目	記載内容
1. 事業実施体制	本業務を実施するための運営管理体制、総括責任者及び業務担当者の職・氏名・経歴について、詳細に記載すること。
2. 同種事業実績	本業務に類似または関連する業務の実績がある場合は、過去5年間（2021～2025年度）の実績について簡潔に記載すること。

6 企画提案にあたっての留意事項

- (1) 企画提案は、1者につき1提案までとする。
- (2) 書類を受け付けた後の追加及び修正は認めない。
- (3) 書類提出後に辞退する場合、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。
- (4) 提出された書類が次項に該当するときは失格となる場合がある。
 - ア 提出書類に明らかな不備があった場合又は虚偽の内容が含まれていた場合若しくは指示事項に違反した場合
 - イ 県職員又は当該企画競争関係者に対して、当該企画競争に関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - ウ この応募に参加した者が業務委託に係る競争入札等参加停止を受けることとなった場合
- (5) 提出された書類に関する一切の権利は、県に帰属するものとする。
- (6) 採択を決定した企画提案の内容について、その一部の変更をお願いすることがある。